# 「虹の松原」における景観管理方策に関する研究 管理内容と景観価値との関連性

A Study on the Landscape Management Strategy in "Niji-no-matsubara" Relationship Between the Management and the Landscape Value of Pine Forest

渡辺 太樹<sup>1</sup>・横内 憲久<sup>2</sup>・岡田 智秀<sup>3</sup>・三溝 裕之<sup>4</sup>

<sup>1</sup>正会員 工修 株式会社新日鉄都市開発 (〒103-0027 東京都中央区日本橋1-13-1) E-mail:Taiki.Watanabe@nscp-net.com <sup>2</sup>正会員 工博 日本大学理工学部海洋建築工学科(〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1) E-mail:yokouchi@ocean.cst.nihon-u.ac.jp <sup>3</sup>正会員 工博 日本大学理工学部海洋建築工学科(〒274-8501 千葉県船橋市習志野台7-24-1) E-mail:t-okada@ocean.cst.nihon-u.ac.jp <sup>4</sup>正会員 工修 日本工営株式会社(〒102-8539 東京都千代田区麹町5-4)

E-mail:a5247@n-koei.co.jp

A pine forest is lost recently by lack of change of a lifestyle of people and maintenance of a pine forest. A pine forest changes to a broadleaf tree thereby. "Hakusya-seisyo" which was the traditional landscape of our country was not seen by becoming a broadleaf tree. The landscape peculiar to a beach and the landscape peculiar to an area are lost in future when such situation continues. I have to lead means to make the landscape value of a pine forest to solve this problem.

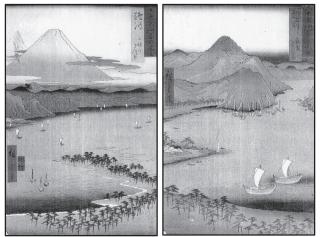
Therefore, in this study, I lead "management contents of a pine forest and relevance with the landscape value" concretely because the landscape which there was through "management of a pine forest and a daily relation" is the local landscape value.

Key Words : Landscape, Transition, Landscape Management, Landscape Value, Niji-no-matsubara

# 1. 研究背景および目的

わが国の代表的な海浜景観として挙げられる「白砂青 松(図-1,図-2)」は、古くに人々による防風・防潮 機能(以下,保安機能)を維持するための管理(植林・間 伐など)や日常的な生活行為(松葉かき)を通じて創りあ げられた景観であり、長い年月にわたって人々が関わる ことで松林の景観価値が地域に根付いたものである.

しかし、太平洋戦争終戦以降は、人々の生活様式の変 化や維持管理不足によって松林は放置状態となり、広葉 樹に遷移されることで、「白砂青松」などの景観を愛でる ことは難しくなってきている。今後、このような状況が 進行していくと、海浜特有の景観だけでなく、これまで 地域に根付いてきた景観価値も失われてしまい、わが国 の海浜は地域の個性も見出せない荒廃した景観を露呈す ることになる。それに加え、わが国の松林は、多くが保 安林ということもあり、大量に伐採することが難しいこ とを考えると、一度遷移させてしまうと、元の姿に戻す



**図-1** 駿河 三保の松原<sup>1)</sup>

図-2 越前 気比の松原<sup>1)</sup>

のは困難となる.これらのことから、松林の景観価値喪 失の問題は早急に対処しなければならないと考える.

そこで本研究では、この問題の解決策となるべく松林 の景観管理方策のあり方を導くため、松林の管理や日常 的な関わりを通じてできた景観がその土地の景観価値と して根付いてきたことをふまえ、「松林の管理内容と景 観価値との関連性」を明らかにすることを目的とする.

## 2. 先行研究の整理と本研究の位置づけ

海岸空間における松林は、冒頭でも述べたように、その風景美がわが国民に賛美される一方、海からの過酷な 環境圧(風、波、海塩)を受けるだけに植生管理が難し く、さらに法制度も複雑に絡むことがその管理の難しさ を助長させているため、風景美維持と植生管理とを両立 させるためにはさまざまな工夫を検討せざるを得ないの が現状である.

そうした工夫を積極的に進めている事例が数少ないな か、過酷な自然環境と対峙する海岸空間における松林の 景観あるいは植生管理に着目した先行研究としては、浅 見ら<sup>2)</sup>による松林の植生景観の保全を目的に、名勝指 定当時に松林に望まれていた植生景観を探り、現状と比 較することで植生管理の問題点や今後の方向性を検討し ている研究がある.また、松林の景観に着目した研究と して、田村ら<sup>3)</sup>は、「虹の松原」を事例として海岸防護 を目的とした松林から、人々に評価される海浜景観へと 変遷してきた、その形成過程と景観評価の要因を捉えて いる.さらに、松林の管理に着目した研究として、敷田 <sup>4)</sup>は、山形県酒田市庄内平野におけるクロマツ林の保 全活動の事例を通じて、地域住民や地域外住民といった 多様な関係者が協働して沿岸域や松林の管理が実現でき る方策について提案を行っている.

以上のような研究が進められているが、こうした海岸 空間における松林を対象とした研究において、本研究が 意図するような、松林の管理内容の変遷と景観価値との 関連性から今後の景観管理方策のあり方を言及するもの はみられない.

# 3. 研究方法

#### (1)調査対象地の選定

「松林の管理内容と景観価値との関連性」を捉えるため には、一般的に景観が評価されている松林を対象に、そ の松林の植林時から現在までの具体的な管理内容や空間 状況を捉える必要があると考える.そこで、本研究の対 象地は、一般に景観が優れているとされる名勝地(文化 庁指定)に指定された松林(全8事例<sup>\*1</sup>)のうち、成立起 源が人為であり、松林の管理内容や景観に関する事項が 具体的に記された史料(主に原著)が最も多く存在する、 佐賀県唐津市の「虹の松原」(図-3、図-4)とする.

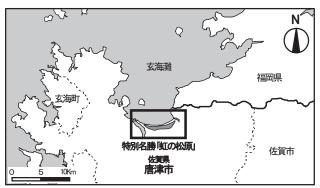


図-3 調査対象地(広域図)

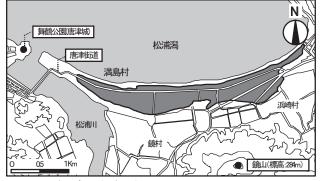


図-4 調査対象地(詳細図)

#### (2)調査方法

本研究における調査は、「虹の松原」の管理内容と空間 状況(景観)の変遷を具体的に把握するため、ヒアリング 調査と文献調査を行った.ヒアリング調査においては、 「虹の松原」の管理者および「虹の松原」の歴史や管理に詳し い有識者を対象とした(表-1).また、文献調査において は、歴史的資料(原著)が多く所蔵されている国立国会図書 館、「虹の松原」に関する資料が多く所蔵されている佐賀県 立図書館および唐津市近代図書館より、「虹の松原」に関す る事項が記された史料 119 文献が抽出でき、これらのう ち過去から現在までの植生管理や景観に関する事項が認 められた 34 文献<sup>5)~39</sup>を対象とした.

## 4.「虹の松原」の管理内容と景観価値との関連性

表-2<sup>\*\*2</sup>および表-3<sup>\*\*2</sup>は、「虹の松原」における管 理内容と景観価値の関連性を捉えるため、ヒアリング調 査と文献調査より把握した「松林の管理内容」と「松林の 空間状況・景観評価」を時系列で示したものである.ま た、「松林の愛で方」については、文献に記述してある松 林の景観評価の内容から、視点場と視対象の関係(どこ から、何を眺めるのか)および鑑賞方法(水平方向の見通 し、眺望、樹間越しなど)を考慮し、大きく5つ(「色彩 調和」「白砂青松」「樹間越し」「松原一望」「樹形鑑賞」「松原 と汀線形状」)に整理した.

表-1	調査概要
1	HUD DUC

調査方法	直接面接形式・電話(FAXを含む)によるヒアリング調査
	「虹の松原」の管理者および歴史・管理に関する有識者
	①佐賀森林管理署【流域管理]整官】
	・役割:「虹の松原」の管理主体
	②唐津市役所【産業経済部観光課】
	・役割:「虹の松原」の管理者
	③浜玉町役場【地域振興課】
	※2005年1月1日に「唐津市」と合併
	・役割:「虹の松原」の管理者
	④脇山茶屋【巡視員】
調查対象者	・役割:「虹の松原」の管理者
	(虹の松原」の歴史に関する有識者)
	⑤虹町町内会【会長、ほか2名】
	<ul> <li>・役割:特になし</li> </ul>
	( 虹の松原」の歴史に関する有識者)
	⑥松浦文化連盟【会長】
	・役割:「虹の松原」の啓発活動
	( 虹の松原」の歴史に関する有識者)
	⑦虹の松原を守る会」【会長、ほか2名】
	・役割:ボランティア団体として松林周辺のゴミ清掃等実施
	2004年10月27日值接面接形式):調査先①5
	2004年10月28日(直接面接形式):調査先2)
調香日	2004年10月29日(直接面接形式):調査先3(4)6(7)
前日日	2005年6月10日(電話・FAX) :調査先123346)
	2006年2月6日(電話・FAX) : 調査先123346)
	※O数字は調査対象者欄のものと対応。
	・植林時から現在までの松林の管理方法・内容について
油木市应	・植林時から現在までの松林の空間状況について
調査内容	・植林時から現在までの松林と人々のかかわりについて
	※各対象者に上記事項を尋ね、各々の立場で回答をもらった。

以降は、植林時から現在までを「虹の松原」における管理形態が著しく変化を遂げた3期として、「官の命令による民の管理(1608年~1868年)」「官と民の連携による管理(1868年~1945年)」「官の主導による管理(1945年~現在)」に分類し、各期における管理内容と景観価値との関連性を述べる.

## (1)「官の命令による民の管理」(1608年~1868年)

表-2の「松林の管理内容」に示すように「虹の松原」は、 江戸時代初期の 1608 年頃に初代唐津藩主である寺沢志 摩守(以下,唐津藩)が海からくる飛砂や潮害から田畑を 守るために住民<sup>\*3</sup>に藩有林としてクロマツの幼松を海 浜の前線部に植林させたことに始まる.そして,唐津藩 は、その幼松を早く海浜に根付かせて防砂や防潮の機能 が担えるようにするため、風で巻き上げられた砂に埋も れてしまった幼松を住民に「砂かき」をさせたり、無断で 松が伐採されないように罰則を設けた厳しい「法度」<sup>\*4</sup> を出すことで松を保護していた.これによって、松は 徐々に海浜に根付くようになり、生長していった.

その後、唐津藩は、防砂や防潮の機能を促進させるために、松の育成に力を注ぎ、松林が人々によって荒らされないように郷足軽<sup>\*5</sup>を雇い、常時松林の「監視」をさせていた.一方、松の生長によって緑量が増加し、松林内に落葉が堆積し始めると、住民はこれを日常生活の燃料(主に炊事などの燃料)として利用するために、唐津藩

に税(年貢)を支払うことで松葉採取の許可を取り、松林 内で「松葉かき」を行い始めるようになった.

このような中,表-2の「松林の空間状況・景観評価」 に示すように、1783年にこの地に訪れた来訪者の古河 古松軒(地理学者)は、砂浜より松林を目の当たりにして、 枝葉を広げ始めた翠緑の松と波や夕日などの自然の地物 の色が虹色のように調和した姿(「色彩調和(写真-1)」) が虹の様であると景観を評価する.

この要因は、前述した唐津藩による厳しい「法度」の公 布や「監視」といった管理を通じて、松が生育しやすい環 境がつくられ、緑量を増しはじめたこと(図-5). これ に加え、住民による「松葉かき」が落葉のない白砂だけの 空間を創り出したことにより、海浜を構成する様々な色 に匹敵するくらいに松の緑や白砂の色が際立ちはじめた からであろう.

これらのように,この時期は官が松林管理の権限を全 て握り,住民に管理を命令するといった一方的な管理形 態(表-2「管理形態」)であった.

## (2)「官と民の連携による管理」(1868年~1945年)

時代を経て、1868年の版籍奉還によって藩体制が解 体して明治時代に入ると、 藩有林だった松林は国有林に 編入され、林野庁の佐賀森林管理署※6が十地所有者お よび管理主体となる(表-2「松林の管理内容」). それに ともなって、これまでの厳しかった「法度」や「監視」は廃 止され、松をより生育させる新たな管理へと移行した. その新たな管理として、佐賀森林管理署は、日常的に松 林と関わりを持ち、松の生育状況などに精通している住 民を巡視員(1名)および臨時作業員(作業目的に応じて 若干名を集う)として雇い、その雇った住民に専門的な 指導をすることで、松林全域の「巡視」や松の生長に悪影 響を与える雑草などの「下刈り」「除伐」といった手厚い管 理が実現できるようになる.これにより、巡視員を中心 とした多くの臨時作業員は的確な松林の管理を日常的に 実施できるようになった. そして, 1898 年に松林が旧 森林法\*7で掲げられる「防風兼潮害防備保安林」に指定 されることで、佐賀森林管理署は法に則った保安機能の 維持管理が義務付けられ、管理の安定化が図られた. ま た,住民は厳しかった「法度」や「監視」が廃止されること で自由に松林内に立ち入れるようになるが、生活の燃料 採取である松葉かきは、旧森林法において落枝採取等の 規制(旧森林法第 20 条)がかけられているため、土地所 有者である佐賀森林管理署に許可を取り、税を納めるこ とでこれまでと同様に継続して行われた.

このような新たな管理が行われる中,表-2の「松林 の空間状況・景観評価」に示すように,「1608年~1868年 (260年間)」にみられた景観評価は3文献で3箇所(松林

		松林の管理内容					松	をして	で方		7.0/14
$\backslash$	管理は関する事項	管野熊(イメージモデル図)	内容	視点場	<b>被</b> 掾	色彩 調和	白砂 青松	樹間越し	松原一望	樹形 鑑賞	その他
官の	【1608 年頃】 •初代唐津藩主が農作物を塩害から守るための防風・防潮林とするための防風・防潮林とするため、住民に命じてクロマツを植えさせた(文献5) ・唐津藩主が住民に幼松の生育のたちはためこの教を見いかめ、	【 協選】 (現20)法止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【1608年頃】 ・クロマツの植林を行い、その延 長規模から「二里の松原」と呼ば れる(文献6)	*	*	*	*	*	*	*	
記念に	ため植林時からの数年間,砂か きを行わせた(文献6) ・唐津藩主がマツを伐採させない ために法度を出した(文献7)										
官の記でによる民の管理(160	<ul> <li>- 郷足軽は松林が荒らされないように監視を行なっていた(文献8)</li> <li>[1764年]</li> <li>・許可を受けた住民が落ち松葉を燃料にするため松葉かきを行っていた(文献7)</li> </ul>		【108年~1912年頃】 ・松林内の松はまばらであり、巨木が点々と存在し、自由に曲が りくねった枝が四方に伸び、自 然の姿を競いあっていた (文献8)	*	*	*	*	*	*	*	
1608世~1	・住民が松葉かきを行うことで、 次第に入会地が作られた(文献7)	「法館」 切知の禁止 (期に対2)	[182年] ○≪来訪者≫海浜砂地の潟白く、 タ日さざなみに映じて、紅の色 をさらにし、並松青々として、 紅白青の色をまじへ、虹を見る がごとし(文献13)	砂浜	砂浜 夕日 松	•					
-868年	【1817年】 ・ 幕府が御林の内, 立枯・根返し・折 木があった場合, 住民が長さや 幹周りを詳細に村役人に伝え,		【1788年】 ○≪来訪者≫唐津の内,二里の松 原,徳末へ向かう路なり,雪さ らさら降って景色よし(文献14)	松林内	松林雪	•					<ul> <li>【江戸後期以降】</li> <li>・住民が「虹の松原 呼び親しむように</li> </ul>
€	(中国)など時間に行したいになた。 浜崎の庄屋などに書付をして報告させていた(文献9) ・松林前面に砂皮が形成されていくにつれて汀線側に植林される(文献8)		【1899年】 ○≪来訪者≫松の色,水の色,貝 の色,まさごの色と,さながら 虹の引きはえたらんがごとし (文献 15)	砂浜	松林城貝砂	•					. 呼び親しむように る(文献26)
	【1869年】 ・国有林となることで国が管理す ることになる ・国の要請によって、住民が松原		【1868年~1912年頃】 ・松は巨木が大半で,樹間は広 く,白砂が一面を占めていた (文献8)	*	*	*	*	*	*	*	【1868】 •明治元年
	(日の安請によって、日氏の松原 保護のため巡視員および臨時作 業員として見回りを始める [1872年] ・地所永代売買禁制が解除		【1888年頃】 ○≪住民≫松浦海に面し海岸は白 砂青松(文献16) ○≪住民≫一面白砂皎々として堆	松林内	松林 砂浜		•				
	<ul> <li>・明治政府が浜崎・砂子地区の松林 内の土地を解放するため地券を 発行(文献8)</li> <li>【1874年】</li> </ul>		の雪を敷き青松林立大なる者は ハ尺小なる者尺余枝葉屈曲其趣 競て奇観を奏するが如し (文献16)	松林内	松林 砂浜		•				
	・林地の官民有区分事業		○≪住民≫大島其の樹間に隠し見 して清爽の所(文献16) 【1880年】	松林内	島			•			]
	【1886年】 ・佐賀森林管理署が管理主体となる		【1880年】 ○≪住民≫湾曲を描く様が虹に似 ているとして、「虹の松原」と呼 ばれる(文献8) 【1892年】	舞鶴公園	松林				•		
	▲ 松振がき税・・ 松振がきの許可 (な調整剤・・・・・ 管理要請有償 指		○○≪来訪者≫潮の色や青く、砕け る波や白し、いさご明らかな り、松みどりなり、加うるに東 雲のむらさきと、夕映つくれな いは、いみじくもやさしき調和 を見せたり(文献10)	砂浜	松林 水域 東雲 夕日	•					<ul> <li>【1898】</li> <li>・旧森林法の制定</li> <li>・防風兼潮害防備係 林に指定される</li> <li>【1899】</li> <li>・国有林野法の制定</li> </ul>
			【1903年】 ○≪来訪者≫翼を張れるがごとき 松原(文献18)	舞鶴公園	松林				٠		
			○≪来訪者≫白い砂浜と青い松原 が映え、虹の形状をしている	鏡山	松林砂浜				•		
言と見			(文献 18) 【1907年】 ○≪来訪者≫湾曲した海の縁を取 って長く続く松原(文献 19)	鏡山	松林				•		
この車馬			○≪来訪者≫海よりくる一刷毛に 松原に撫づれば、松は一様にし て陸の方に靡いたその形がわざ ごらしからず面白い(文献19)	-	松林	-	_	-	_	-	
言と見の重張ことの言理(			【1908年】 ○≪来訪者≫緑樹を透かして遠望 すれば蒼波をみることができる	松林内	松林 水域			•			<b>1</b> 10123
T里(1minm手			(文献20) 【1914年】 ○≪住民≫松原内より見る大小さ まざまな松が秀を競い、雅を争 っている。樹幹錯互し、接して は連理の枝となり、離れては比 翼の鳥の翔るが如し(文献21)	松林内	松					•	【1912】 • 大正元年 【1926】
1945年     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     1945     194     19     194     194     194     19     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     194     19     194     194     194     194     194     194     194     194     19     194     194     194     194     19     194     194     194     19     194     194     194     194     19			【1926年】 ○≪来訪者≫松原は全ての黒松、 全ての巨木は樹幹、枝が曲がり くねり奇観を呈し一つとして類 似するものはない(文献8)	松林内	松					•	・昭和元年 ・内務省から「名勝」 指定(文献27)
色			<ul> <li>【1927年頃】</li> <li>一木の他樹を交ふるものなく、 一根の雑草を見るなく、白銀の 砂と深緑の松樹のみである (文献 22)</li> </ul>	*	*	*	*	*	*	*	
			【1927年】 ○≪住民≫松浦潟の碧波に弓状を 為すので虹の松原の稱ある故 で、文士墨客は露林と云ふ (文献22)	舞鶴公園 鏡山 鹿家崎 温石山公園	松林				•		
			○≪住民≫弓張月の影清く青嵐の 気迫るの趣(文献22) ○≪住民≫松原内は白銀の砂と深	舞鶴公園	松林				•		
			緑の松樹のみ(文献22) ○≪住民≫樹幹を格子状に見越し	松林内	砂浜		•	-			ł
			て松浦潟の碧波に映帯する有様 (文献22)	松林内	水域	<u> </u>					
			○≪来訪者≫広々と松原の梢が張り笛の音が籠る(文献23) ○≪住民≫松の梢の張り(文献23)	松林内	松松					•	
			○≪住民≫松の間に見さけ想へば 唐津の御朱印船が通る(文献23)	松林内	船			•			1
	【1020年】 - 佐賀森林管理署が良松育成のた め肥料木としてアキグミを植え た(文蔵11) - 佐賀森林管理署が松林を荒らす として一時的に松葉かきを禁止 したが、松林を売らないこと を条件に許可をする(文献12)		[1928年] ○≪住民≫松原,砂浜,海の色と 虹形の形状(文献24)	砂浜	松林 砂浜 水域	•					
			(戦時中) ・造船材用としての伐採により、 海岸砂丘に面した松林がまばら	*	*	*	*	*	*	*	【1941】 ・太平洋戦争が閉戦 【1945】
			となる(文献25)			L		L		I	・太平洋戦争が終戦

<b>表-2</b> 「官の命令による民の管理(1608年~1868年)」と「官と民との連携による管理(1868年~1945年)」の変通
--

## 表-3 「官の主導による管理(1945年~現在)」の変遷\*2

		松林の空間状況・	松林の空間状況·景観評価				松林の愛で方						
	管理に関する事項	管野熊(イメージモデル図)	内容	視点場	樹像	<b>色彩</b> 調和	的截	樹間越し	松原一望	樹形	松原と 汀線形状	その他	
	[1960年] ・佐賀森林管理署が良松育成 のため肥料木としてアカシ アを植えた(文献 20) [1953年] ・佐賀森林管理署は薄化した 松林を元に要すため、松を 植林した(昭和造林) (文献 20) [1958年] ・佐賀森林管理署は初の航空 防除を行う(文献 20) [1959年] (1959年) (1959年	要         法規制           要         (195~1976)           (195~1976)         文部省           (195~1976)         (195~2000)           (195~2000)         (195~2000)           (195~2000)         (195~2000)           (1978~1)         (197~2000) <t< td=""><td>【戦後以降】 ・松葉かきなど人為がなくな ると、松林中の白砂を見つ けるのは知難となった (文献 31)</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>【1945】 ・太平洋戦争が線戦 [1950] ・文化財保護法が単定 [1951] ・目森林法が全面改正 され、新たな森林法 が制定 [1953] ・自然公園法の制定 ・自然公園法の制定 ・国家の にの 1957] ・自然公園法の制定 1959] ・地域に対応 にの 和定公園特別 地域に対応 にの 1957] ・ や い 和定 の 都た が の 都た の 都た の 和定 い の 和定 い 和 の 和 た の 本 の 和 た の 本 、 新 た の 本 派 た の 本 法 か 物定 に い 新 た の 本 法 か の 一 に の し 二 の 本 、 新 た の 本 法 か の 一 に の の 一 に の の 一 に の の の に の の の に の の 一 に の の の に の の 一 の 本 か の の 一 の 本 の の 一 の 一 の 一 の 本 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 や の 一 の 一 の 一 の 一 の 本 か の に の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 本 の 一 の 一 の 一 の 一 の 本 の 一 の 一 か の で 、 の に の の 一 の か の 一 の 一 か か の た の 一 の か に の の の の の の に の の 一 の た の 一 の し の の の 一 の に の の の の の の の 一 の に の の の に の の の の の の の の の の の の の</td></t<>	【戦後以降】 ・松葉かきなど人為がなくな ると、松林中の白砂を見つ けるのは知難となった (文献 31)	*	*	*	*	*	*	*	*	【1945】 ・太平洋戦争が線戦 [1950] ・文化財保護法が単定 [1951] ・目森林法が全面改正 され、新たな森林法 が制定 [1953] ・自然公園法の制定 ・自然公園法の制定 ・国家の にの 1957] ・自然公園法の制定 1959] ・地域に対応 にの 和定公園特別 地域に対応 にの 1957] ・ や い 和定 の 都た が の 都た の 都た の 和定 い の 和定 い 和 の 和 た の 本 の 和 た の 本 、 新 た の 本 派 た の 本 法 か 物定 に い 新 た の 本 法 か の 一 に の し 二 の 本 、 新 た の 本 法 か の 一 に の の 一 に の の 一 に の の の に の の の に の の 一 に の の の に の の 一 の 本 か の の 一 の 本 の の 一 の 一 の 一 の 本 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 や の 一 の 一 の 一 の 一 の 本 か の に の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 本 の 一 の 一 の 一 の 一 の 本 の 一 の 一 か の で 、 の に の の 一 の か の 一 の 一 か か の た の 一 の か に の の の の の の に の の 一 の た の 一 の し の の の 一 の に の の の の の の の 一 の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	
1の主導による管理(1945年~	<ul> <li>県が特別名勝虹の松原J保存 管理計画書を策定</li> <li>[1994年~)4984年〕</li> <li>佐賀森林管理署は僅全な松 を育て、実観を取り戻すた め、史上初の間伐を行う(以 降10年間で20万本の間引 を)(文献29)</li> </ul>		[1994日] の ≪ 住民 ≫ 砂浜と松原はゆっ たりとした拡がりを保ち。 徐々に美しいカーブを描き ながら細まり、山々の中に 吸い込まれるが如く続く (文献20) [1930年] ・過密な補植の結果育った松 は、直径が標準を下回るな	舞鶴公園	松林砂浜		*		•		*		
945年~現在	(佐賀蔵林) (佐賀蔵林) (佐賀蔵林) (佐賀蔵林) (協会) (御見) (御見) (御知) (御	は、単社の標準を下回るな どいずれも細く弱々しい (文献 32) 【1983年】 ○《来訪者≫弧を描く砂浜と ともに典型的な白砂青松を 見せる(文献 33)	砂浜	* 松林 砂浜	*	•	т 	*	*	Ť			
は			○≪来訪者≫樹齢数百年のク ロマツが玄海灘からの北西 季節風によって見事な枝振 りを示す(文献33)	砂浜	松					•		【1981】 ・保健保安林に指定さ れる	
	[1988年] ・松林の環境美化を図るため  松原を守る会」が結成し、 年 12 回の清掃活動 60 道な	【1984年】 ○≪来訪者≫優美な弓形の白 砂の長い汀と、それに沿っ て連なる何万株もの老松 (文献33)	砂浜	松林 砂浜						•	【1989】 •平成元年		
	ど)を行う		○《来訪者》弓形の形状 (文献 34)	舞鶴公園	松林								
			【1991年】 ○≪住民≫緑の松原と弧を描 く汀(文献35)	砂浜	松林						•		
	[2002年~2004年] ・市は紫急雇用対策事業とし て、県道から北側の除草作 素やニセアカンアの技根駆 除を実施	【1996年】 ○≪来訪者≫白砂青松が描く 弧状(文献36) ○≪来訪者≫松の枝振りに趣	砂浜	松林 砂浜						•			
		○ 《米訪者》 仏の枝振りに趣 を見せる(文献36) 【現在】 ・林相の遷移が促進される	砂浜 *	松 *	*	*	*	*	•	*			
【凡伢 【松杯	1)  :管理主体  :実施: なの愛で方) ・色彩調和:海浜を構成	生体が官 □ :実施主体が  ・ 実施主体が  ・ 専門業者 ○ :実施主体が  東 ・ にか ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	景観評価内容 《》:景観評価主体 ,								·樹形鑑賞:	松の樹形を評価	

・松原と汀線形状:松総体と砂浜の組み合せを評価 【注】表中の記述において文献なき事項はヒアリングによるものである.(文献は引用・参考文献と一致する.



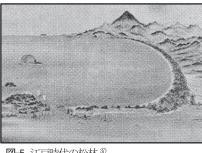




写真-1 「色彩調和」(視点場:砂浜)

図-5 江戸時代の松林 30

写真-2「白砂青松」(視点場:松林内) 38

の愛で方:1種類)であったのに対し、「1868年~1945年 (77年間)」にみられた景観評価は10文献で20箇所(松林 の愛で方:5種類)と景観評価が増えていることから、松 林の景観価値はより高くなっていることがわかる.

この時代に新たに増えた愛で方として、表-2の「松 林の空間状況・景観評価」に示すように、1868 年頃に住 民によって評価された、緑量と枝ぶりが際立つ松とそれ を取り巻く白砂との色の対比(「白砂青松(写真-2)」)や, 松の樹間を通してその先に位置する沖合の島への海景 (「樹間越し(写真-3)」)を愛でることが挙げられる. ま た,1880年には同じく住民によって評価された,松林

周辺の高台(図-2参照「舞鶴公園」・「鏡山」)から松林の 湾曲形状を俯瞰(「松原一望(写真-4)」)して愛でること や, 1914年には、この地に訪れた来訪者によって評価 された、奇形を呈した松の樹幹や枝振り(「樹形鑑賞(写 真-5)」)を愛でるといった愛で方が増えた.

この期にこのような4種類もの愛で方が見出された 要因は、法の下で佐賀森林管理署が管理の枠組みをつ くり、その中で住民と連携して「下刈り」や「除伐」などを 面的に行うといった効率的かつ的確な管理によって、 松林全域において雑草や弱くやせ細った松が刈り取ら れることで、樹間が広く保たれて松1本1本が生育し

やすくなったこと.そして,住民による継続した「松葉 かき」が挙げられる.このような管理を通じて,太く丈 夫な松が白砂の上に点在する空間(写真-6)が形成され ることで,様々な愛で方が見出されたと推察する.こ れに加えて,「松原一望」の出現は,「舞鶴公園(図-4)」 といった松林が一望できる場所に視点場が開設され, 住民たちの憩いの場となったことが要因と考える.そ して,「樹形鑑賞」については,継続した管理と松が自然 の営力(気温変化・潮風)に長期間晒されることによって 奇形を呈したことが要因である.

このように、佐賀森林管理署と住民が連携して効率 的な管理を行うようになることで、良好な景観が形成 され、表-2の「松林の愛で方」に示すように多くの人々 によって5種類もの愛で方が見出されてくると、1926年 には、内務省(現:文部科学省文化庁)から史跡名勝の指 定を受けるまでの松林となった。

つまり、この期は、これまでのような官の命令による住民の管理とは異なり、官が松の育成管理を効率的 に行うために、管理の枠組み(管理要請や管理指導体制) を構築し、その中で住民と連携するといった的確な管 理形態がとられていた(表-2「管理形態」).

#### (3)「官の主導による管理」(1945年~現在)

太平洋戦争終戦(1945年)以降,徐々に高度経済成長を 遂げてくると石油・ガスが普及(燃料革命)しはじめ,松 葉を燃料として使用する人々は減り,松葉かきが行われ なくなると,松林内は落葉が堆積することで腐葉土化が 進行し,雑草が繁殖しやすい空間へと変わっていった.

このような松林の悪化を重くみた佐賀森林管理署と 佐賀県,唐津市<sup>\*8</sup>などの行政機関は、1968年に健全な松 林の保護育成を図るために、合同で「虹の松原保護対策 協議会」を発足し、主体的に松林の育成管理を行ってい く.これを期に行政機関内で管理を始めること(専門業 者へ管理委託等)で、住民を雇用した住民たちによる松 林管理の機会は減少し、これまでのような住民との連 携は徐々に無くなり、官のみによる管理形態へと移行 していった(表-3「松林の管理内容」).やがて、1979年 には佐賀県が松林の景観形成も視野に入れた松林の保 存管理計画をまとめた計画書を策定することで、この 計画書に則って佐賀森林管理署や唐津市は管理を行っ ていくこととした.

そして現在, 佐賀森林管理署は松林維持を目的とし て松枯れ対策(防除・伐倒)などを松林全域で行っている. また、唐津市においては、景観形成の一環として下刈 りや除伐などの管理を行っている.しかし、これは全 て専門業者に委託して行っているため(写真-7),管理 費が膨らみ、本来行うべき管理範囲(唐津街道から北側) 全域の管理費を一度に賄うことは難しいため、観光客 が訪れる場所(唐津街道付近など)を中心に部分的な管理 しか行えていない. これらに加えて、近年から住民で 構成するボランティア団体が美化活動の一貫として清 掃を行うようになっている. ただし,森林法の第34条1 項において松林内の落枝採取などが規制されており, 県知事に許可手続きを行わないとできない(場合によっ ては土地所有者にも申請が必要である)ため、松林内の 清掃は容易に行えず,現状は松林外(唐津街道沿道・駐車 場)の清掃にとどまっている.

このような管理の変化が起こる中,前述した「1868年 ~1945年(77年間)」にみられた景観評価は10文献で20箇所 (松林の愛で方:5種類)みられたのに対して,表-3の 「松林の空間状況・景観評価」に示すように「1945年~現在 (61年間)」にみられる景観評価は5文献で8箇所(愛で



写真-3 「樹間越し」(視点場:松林内)



写真-6 1912年頃の松林9)



写真-4 「松原一望」(視点場:舞鶴公園)



写真-7 専門業者による管理



写真-5 「樹形鑑賞」(視点場:松林内)



写真-8 現在の松林

方:4種類)と景観評価が減少しており、現在では松林の 景観価値が失われてしまったことがわかる.具体的に は、「色彩調和」と「樹間越し」の愛で方による評価が見ら れなくなり、代わりに松林の稜線と弧を描いた汀線を 眺める(「松原と汀線形状」)といった愛で方が新たに見出 される、この「色彩調和」と「樹間越し」で愛でられなくな ってしまった要因については、これまでの管理内容と 現状の管理内容からふまえると3つ考えられる. 1つ 目として、これまで白砂の空間を形成してきた「松葉か き」が住民の生活背景の変化により行われなくなったこ と. 2つ目として、官と住民の連携によって行われて きた「下刈り」や「除伐」といった松林の的確な管理が、 官 による専門業者への委託に代わることで管理費不足を 引き起こしてしまい、部分的な管理になってしまって いること、そして、3つ目として、森林法の規制によ って容易に松林内の清掃活動などができないことが挙 げられる、このような、管理の変化などによって、松 林にはほとんど人の手が入らなくなり、松林内で白砂 を見出せなくなることはおろか、様々な植物とやせ細 った松が混合する空間(写真-8)へと変容することで、 「色彩調和」と「樹間越し」の愛で方は見られなくなり、景 観価値も薄れてしまったと推察する. また, このよう な状況下で「松原と汀線形状」が見出された要因として、 前述したように松林内が様々な植物で構成される混合 林となることで、砂浜から混合林化した松林の稜線が 捉えやすくなったためであろう.

こうしたことから、この期は、官と住民の連携した 管理形態から一変して、官が主導となり管理を行うこと で官に傾いた管理形態となった(表-3「管理形態」).

# 5. まとめ

本研究では、「虹の松原」の管理内容と景観評価を変遷 で捉えることで、官と民の連携によって効率的な管理 が行われると多種多様な松林の愛で方が見出される一 方、官のみに偏って部分的な管理しか行われなくなる と松林の愛で方が減少してしまうというように、松林 の管理とその景観価値が密接に関わっていることを明 らかにした.

これをふまえて、今後望ましい松林の景観を形成す るためには、その土地に松を馴染ませ、松の生長段階 に応じて「松葉かき」「下刈り」「除伐」といった松の生長に 関与する管理手順が重要になると考えられる.その管 理における官と民の連携方策として、1868年~1945年に みられたような土地所有者および管理主体である佐賀 森林管理署が住民を雇用し、その住民に管理指導を通 じて管理方法を学習させることで日常的に管理の連携 を図っていたことが例に挙げられるが、これは広大な 松林を多くの人材によって面的かつ効率よく管理する という意味では重要な姿勢であったと考える.しかし、 「虹の松原」にかかる現状の法規制(森林法、自然公園法 など)では、上述したような、住民による松林管理(「松 葉かき」「下刈り」など)が規制されているため、その松林 管理に対する許可権者となる官(佐賀森林管理署や佐賀 県)が当該地域の松林管理の枠組み(管理の実施体制・規 制行為の許可申請)を再構築し、その官による管理(「下 刈り」「除伐」といった専門的な管理)と住民による管理 (清掃活動という日常管理)の両者による適切な役割分担 が必要になると認識する.

# 6. おわりに

近年では各地で市民参加と称される,一般住民たちの 手による景観づくりが進められている.しかし、その 実態は文献<sup>30</sup>などでも指摘されているように、時間や手 間を省いた短絡的なものになってしまうことで、本来 のあるべき姿とは違う方向に景観が形成されてしまう 問題が深刻化している、本研究結果を通じてみると、 先にも述べたように、松林の景観管理において、広大 な松林は官のみでは手がまわらないため住民がその管 理に協力する姿勢を持ち、このため住民は、官から松 林の管理技術を真摯に学ぶとともに、官は、管理技術 を習得した住民が実際に管理を実行できるよう、法(森 林法)に則って公式に管理許可を与えてきた。このこ とをふまえると、住民参加による景観管理とは、松林 を育成するための官民双方の情報共有化(学習)と、それ に基づいて官と住民がそれぞれ法的に実行可能な管理 (役割)を適切に行うことが重要になるといえよう。こう した協力体制を築いておけば、今後新たな景観問題に 直面したときにも,松林に対するそれまでの共有価値 に基づき、共感をもって問題解決に取り組むことがで きるのではなかろうか. そうした市民参加による豊か な海浜景観の形成に向けて、本研究成果が一助となれ ば幸いである.

謝辞:本研究を進めるにあたり、「虹の松原」に関する多 大な史料および情報を提供していただいた蔀隆行氏(林 野庁佐賀森林管理署),辻勝昭氏(唐津市役所),吉村敏 身氏(唐津市役所浜玉支所),中里紀元氏(松浦文化連盟), 脇山好雄氏(松原おこし製造本舗),橋川忠三氏(虹の松 原を守る会),石橋道秀氏(佐賀県立図書館),野添つる み氏(唐津市近代図書館)に感謝の意を表します.

### 【補注】

- ※1 岩手県「高田松原」,福井県「気比の松原」,静岡県 「三保の松原」,兵庫県「慶野松原」,京都府「天橋 立」,愛媛県「志島ヶ原」,高知県「入野松原」,佐賀県 「虹の松原」の8事例である.
- ※2 参考文献・資料およびヒアリング調査結果をもとに 作成.(文献)は引用・参考文献と一致する.番号が ないものは有識者へのヒアリング調査によるもので ある.
- ※3 本研究では、松林周辺に住む人々を「住民」とする.
- ※4 松を切り取ったり、枝を一本でも折ったものがあれ ば、厳罰にするというものである.
- ※5 旧領主の家臣.重要な村に配置され、領内の警備や 藩の下働きを行う.身分は士分格で、藩主が交代しても身分は保証され、幕末まで至る<sup>6)</sup>.
- ※6 1886年「福岡大林区署佐賀派出所」, 1889年「佐賀小 林区署」, 1924年「佐賀営林署」, 1999年「佐賀森林管 理署」と名称の変更が多いため、本研究では便宜上, 現在の名称である「佐賀森林管理署」で統一する.
- ※7 1898年に制定した森林法は1951年に全面改正されているため、本研究では「旧森林法」とする.なお、現行の森林法は1951年に制定したものである.
- ※8 2005年に浜玉町が唐津市に編入したため、本研究では編入以前であっても便宜上、浜玉町を含めて唐津市と表記する.

#### 【引用·参考文献】

- 安江良介:『広重 六十余州名所図会』,岩波書 店,p185,p206,1996
- 2)浅見佳世ほか5名:『松原の植生景観の保全に与える 管理の影響』,造園学会研究発表論文集,pp.555~ 558,2003
- 3)田村浩大ほか3名:『海浜空間におけるエコロジカルス ケープに関する研究-松林を対象として-』,日本建築 学会計画系論文集, p. 201~208, 2004. 12
- 4) 敷田麻実:『オープンソースによる地域沿岸域管理の試み』,沿岸域学会講演概要集 No17, pp. 92-95, 2004
- 5) 浜玉町史編集委員会:『浜玉町史上巻』, 佐賀県浜玉町 教育委員会, p812, 1989. 3
- 福岡博佐賀版監修:『江戸時代 人づくり風土記 41 ふるさとの人と知恵 佐賀』, 農山漁村文化協 会, p49, p52, 1995.2
- 7) 富岡行昌:『佐賀新聞「虹の松原ものしり帳」』,佐賀新 聞社,1989年8月22日付
- 8) 富岡行昌: 『虹の松原今昔物語』,日本砂丘学会誌第47 回全国大会, pp.60~67,2000
- 9) 浜玉町史編集委員会編:『浜玉町史 資料編』,佐賀県 浜玉町教育委編, p96, p111, p221, 1991
- 西日本新聞社: 『虹の松原を守ろう』, 西日本新聞 社, 1980年1月18日付
- 11) 富岡行昌:『佐賀新聞「虹の松原ものしり帳」』,佐賀新 聞社,1989年9月1日付

- 12) 西日本新聞社: 『虹の松原を守ろう』, 西日本新聞 社, 1980年1月24日付
- 13) 本庄榮治郎: 『近世社会経済叢書第九巻』, 改造 社, pp. 180~181, p183, 1927. 2.26
- 14) 興謝野寬: 『日本古典全集第二期 西遊日記』, 日本古 典全集刊行会, p160, 1827. 8.20
- 15) 岡吉胤: 『松浦の家つと』, 1859. 3.23
- 16) 東松浦郡:『長崎県肥前国東松浦郡村誌第四』, p15, p29, 1883. 12
- 17) 蒲原有明: 『松浦あがた』, 読売新聞, 1874 年6月7日 付
- 18) 中村郁一:『佐賀県郷土歌』,木下泰山堂, p43, p50, 1903. 7
- 19) 牧川茂太郎: 『松浦名所案内』, 唐津牧川書 店, p77, 1908. 5
- 20) 二六社:『東京二六新聞』,二六社,1907年8月13日付
- 21) 吉村茂三郎: 『松浦紀行』, 木下愛文堂, p72, 1914. 3.25
- 22) 松代松太郎:『唐津松浦潟』,木下愛文 堂, p47, p72, p73, 1927. 10. 1
- 23) 吉村茂三郎・廣重慶樹:『詩と史の松浦潟』, 松浦史談 会, pp. 46~47, 1927
- 24) 吉村茂三郎: 『松浦叢書』, 名著出版, p255, 1974. 1.28
- 25) 村井宏ほか3名編: 『日本の海岸林-多面的な環境機能とその活用-』, ソフトサイエンス社, p. 203, 1992
- 26) 司馬遼太郎: 『肥前の諸街道 街道をゆく 11』,朝日新 聞社,p36,1983.2.20
- 27) 佐賀県教育委員会: 『特別名勝「虹の松原」保存管理計画 策定書』, p3, pp. 6~7, p9, 1979
- 28) 富岡行昌:『佐賀新聞「虹の松原ものしり帳」』,佐賀新 聞社,1989年9月4日付
- 29) 西日本新聞社:『虹の松原を守ろう』,西日本新聞 社,1980年1月13日付
- 30) 虹の松原保護対策協議会:『平成 16 年度 虹の松原保 護対策協議会 総会』,p5,2004
- 31)西日本新聞社:『虹の松原を守ろう』,西日本新聞 社,1980年1月5日付
- 32) 西日本新聞社: 『虹の松原を守ろう』, 西日本新聞 社, 1980年1月6日付
- 33) 佐賀県大百科事典編集委員会:『佐賀県大百科事典』, 佐賀新聞社, p636, 1983. 8.1
- 34)横山光雄・渡辺達三:『日本の名勝 第四巻 自然Ⅱ』, 講談社,p232,1984
- 35) 園田節子: 『肥前の新しい歌枕』, 白鷺短歌会女人短歌 会支部潮鳴り短歌会, p80, 1991. 10. 1
- 36)「日本の渚・百選」中央委員会:『公式ガイドブック 日本の渚・百選』,成山堂書店, p99, 1997.7
- 37) 菅英志: 『日本城郭大系 第 17 巻』,新人物往来 社,p315,1980.11.15
- 38) 松浦文化連盟:『ふるさと思い出写真集 明治大正昭
   和 唐津』, 図書刊行会, p96, p105, 1981.1
- 39) 斉藤潮・土肥真人:『環境と都市のデザイン 表層を超え る試み・参加と景観の交点から』,学芸出版社, pp. 43~44, 2004. 11

(2006.4.17 受付)